

## 第7章 推進方策について

### 7.1 立地支援制度

ここでは、本市の立地支援等の現行助成制度について整理を行った。各地区の整備を前提としていない制度等もみられるため、新規、拡充等について、実施を含め検討を進めていくことが求められる。

#### (1) 企業立地に関する既存制度

##### ① 清須市高度先端産業立地奨励条例

愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応するもので、愛知県と連携して支援し、高度先端産業分野における中小企業の投資等を支援するもの。

対象事業	製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設又は増設する中小企業者
対象区域	市内全域
要件	投資規模要件 固定資産取得費用(土地を除く)が2億円以上 雇用要件 新規常用雇用者数が5人以上
交付額等	固定資産取得費用(土地を除く)の10分の1(既存の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合又は工場等の建物を賃借する場合は20分の1)に相当する額(限度額3億円)

##### ② 清須市内企業再投資促進要綱

愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に対応するもので、市内工場の設備投資に対して、愛知県と連携して支援し、企業の流出防止を図っている。

対象事業	市内に工場等が20年以上立地し、かつ25人以上常用雇用者を有する事業者
対象区域	市内全域
要件	投資規模要件 固定資産取得費用(土地を除く)が1億円以上 雇用要件 奨励金交付期間中25人以上の常用雇用者数を維持すること
交付額等	固定資産取得費用(土地を除く)の10分の1に相当する額(限度額2億円)

#### (2) 企業立地促進に関する制度の検討

企業アンケートでは、市内企業は「税金の免除・減額してもらいたい」の割合が最も高く、次いで、「補助金を支給してもらいたい」、「規制の緩和をしてもらいたい」の要望が高い割合がみられた。一方、市外企業では「補助金を支給してもらいたい」の割合が最も高く次いで、「税金の免除・減額してもらいたい」、「規制の緩和をしてもらいたい」の要望が高い割合がみられた。

清須市の既存制度では、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応の中小企業の新設・増設、愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に対応する市内企業の投資に関する2つの支援に限られており、市内大手企業の設備投資、市外企業の投資等については、他の自治体と比べて、立地支援策のメニューが少ない状況にあるため、今後、支援策の充実について実施を含め検討を進めていく。

## ① 補助金に関する検討

### ア 企業立地促進に関する支援

清須市高度先端産業立地奨励条例に基づく補助金は、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応した補助金であり、対象は市内及び市外中小企業のみ限定している。アンケートでは、市外企業の多くが、補助金支給の要望があることや、周辺自治体においても、中小企業以外の市外の製造業、物流業の新設に対して、土地・家屋・償却資産の相当額を交付する事例があることから、市内及び市外大手企業の立地に対する支援の検討が求められる。

また企業立地の視点に加えて、市内の住工混在の解消を図る観点からの支援策についても検討が求められる。

### イ インフラ整備に関する支援

個別開発許可においては、前面道路の幅員によって開発可能な規模に違いあり、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区の主となる幅員 8.4m では、予定建築物の敷地面積が 1 ha 未満となる制限を受ける。1 ha 以上（個別開発許可は 5 ha 未満）の案件については、9 m 以上の前面道路の幅員が求められる（開発審査会基準 11 号）。将来的に市街化編入を目指し、道路が 9 m 以上となるよう敷地の一部寄付と、敷地周囲の側溝施設の入替え、乗入れ範囲の舗装全断面の打ち換え、主要幹線道路までの舗装半断面の打ち換え、隅切り 5 m の確保など求めており、その工事費用の一部を補助することで、立地企業の負担軽減を図ることについて検討が求められる。

### ウ 埋蔵文化財調査に関する支援

春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区、土田・上条地区では埋蔵文化財包蔵地が企業立地を図るうえで足かせとなっている。他市では地盤調査等事業助成金の事例もあり、工場・物流の新増設の関連補助金として、埋蔵文化財調査費の一部を補助する施策検討が求められる。

### エ 雨水貯留施設設置に関する支援

春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区は、新川流域に位置するが、立地にあたり、将来的に市街化区域編入を見据え、統計上 30 年に一度程度降る雨で、時間雨量 80mm/hr に対応する雨水貯留施設等の対策を求める。

春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区は、地区の多くが新川流域の湛水想定区域に含まれているため、上記に上乗せで、必要に応じ、湛水量を見込む必要もある。

土田・上条地区は、日光川流域に位置するが、都市計画法第 21 条の 2 の都市計画提案制度により、市街化区域に編入のうえ、大規模開発を見込んでいるが、統計上 30 年に一度程度降る雨で、時間雨量 80 mm/hr に対応する雨水貯留施設等の対策が必要となってくる。

こうした雨水貯留施設の整備は、企業立地の負担となることから、整備に対する助成制度の検討が求められる。

### オ 雇用に関する支援

土田・上条地区では、地元からの請願で「新たな土地利用が図られるよう農業振興地域を除外し、先進技術産業の誘致等により、雇用の促進及び税収の増加など地域の発展」が求められており、地域の発展のため雇用の促進が図られるように、立地企業の地元新規雇用を支援する新規雇用助成事業等の創設の検討が期待される。また、アンケートでは市に期待する施策として「雇用・人材支援」が最も多く望まれており、企業立地に際して、人材

確保が重要な要因となっていることから、新規雇用、従業員定住に関する助成制度の検討が求められる。

## **カ 設備投資に関する支援**

企業活動において、SDGs、カーボンニュートラルなど環境面の取組みを推進している昨今の社会情勢の中で、新規立地工場では、環境負荷の低い新しいモデル的な工場となることが期待される。このため、設備導入費の補助等、環境負荷の低減やSDGsに寄与する投資に対する支援方法に検討が求められる。

### **② 税金の免除・減額に関する検討**

市内企業アンケートでは、市内企業は「税金の免除・減額してもらいたい」との意見が多く、立地補助金の検討とあわせて、工場などの新增設に伴う土地・建物、償却資産の固定資産税の初年度免除又は複数年の減免について検討が求められる。

### **③ 規制緩和に関する検討**

市内企業の再投資しやすい環境整備や市外企業の誘致を促進するため、既存市街地における事業拡張や市外企業の誘致にも対応できるよう工場立地法に基づく緑地等面積率の緩和について、住環境の影響にも配慮しつつ検討していくことが求められる。

### **④ その他**

今後、企業の意向把握を十分に行い、企業立地支援に対し、新規制度を検討していく。

## 7.2 推進・企業立地体制

アンケートで確認されている用地需要は、市内企業・市外企業の合計で、約 67ha であり、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区、土田・上条地区（名二環南側）の計画対象地域の開発想定面積を充足するものであるが、当該需要は摘み取り率に基づくものであり、一部に営業案件が含まれている。今後、継続的な企業動向等の確認を進め、確実な用地取得・進出に結びつけていくため、以下の体制について検討を進める。

### (1) 企業立地体制の強化

#### ① 企業支援ワンストップサービス体制の強化

企業へのワンストップサービス体制を構築するため、企業誘致課が総合的な窓口となり、企業からの立地相談に対して迅速に対応するとともに、定期的に庁内連絡調整会議を開催し、関係部署との情報共有と連携を図っていく。

また、企業立地は、企業活動の設備投資の一環であることから、土地・建物の情報提供だけでなく、広く設備投資等の優遇措置や補助金等の情報提供などを行うことができるよう、関係部署との連携を図っていく。

#### ② 企業立地体制の強化

今後、各地区への具体的な立地見通しを明らかにし、進出予定事業者への立地意向確認を図っていく必要があるため、需要調査、企業訪問活動を随時実施する。

企業の設備投資意向や投資地区の見通し等は、経済情勢、経営状況によって変化することから、定期的な企業訪問を、関連部局と連携を図り実施し、訪問から得られた企業立地情報をデータベース化することで、きめ細かい立地支援を行っていく。

#### ③ 企業立地パートナーとの連携強化

金融機関、商工会、愛知県等との連携を強化し、企業の設備投資情報が継続的に入手できるよう連携を図っていく。特に、設備投資に関する情報を幅広く有する金融機関との定期的な会合を設置し、清須市に関する設備投資動向や企業立地動向の収集を図っていく。

### (2) 企業立地促進に関する制度拡充

#### ① 税収効果・波及効果の試算

企業立地に伴い、法人市民税、固定資産税、都市計画税の税収が見込まれるほか、市民が雇用されることに伴う市民税、従業員の内市定住に伴う固定資産税、都市計画税等の税収が期待される。更に設備投資に伴う建設需要は、地域経済に波及効果が期待される。

こうした税収効果、地域経済への波及効果への理解をもと、積極的な企業立地促進の制度拡充を進めていく必要があり、税収効果、波及効果の試算検討を行う。

#### ② 関連部局との調整

前項にて整理を行った企業立地促進に関する支援制度について、財政部局、原課との調整を図りつつ具体化に向けた検討を進めていく必要がある。検討に際しては、定期的開催している庁内連絡調整会議を活用する。

### (3) 企業立地手続きの迅速化

#### ① 都市計画法第 34 条第 12 号の区域申出

春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区の 2 地区については、開発許可の迅速化を図るため、「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」（愛知県条例）に基づき、愛知県への区域申出を行っていく。

愛知県への申出に際しては、清須市土地利用対策会議の審査、清須市都市計画審議会での審議が必要であることから、当該審査・審議について、本計画で明らかになった企業ニーズに基づき、必要な準備を進めていく。

また、「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に定める集積業種に該当するか否か、愛知県の業種該当性判定会にはかかる必要があることから、企業からの相談に迅速に対応できるよう努める。

#### ② 都市計画法第 21 条の 2 に係る都市計画提案制度の活用準備・支援

土田・上条地区については、大規模な工場、物流用地も提供できる土地利用の具体化に向けて、一団の産業団地整備を図る面的手法を導入するものであるが、旺盛な物流事業者への用地供給の迅速化の観点から、土地所有者とまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体が連携して取り組む都市計画法第 21 条の 2 に係る都市計画提案制度を前提に検討していく。

今後、土地所有者の同意の動向を踏まえて、提案者と行政の役割分担の事前協議を進めながら、地区計画、市街化編入等の行政側で進める手続きの円滑化を図っていく。

特に提案制度の基準となる地区計画の策定にあたっては、既存市街地、隣接教育施設等との環境調和、交通処理等の観点を踏まえ、コスト負担、施設管理のあり方検討を含め、住民、関係者との協議のうえ検討を進める。

また、開発許可者と農地転用許可者の同時処分が必要となるため、相互の連絡調整を十分に行っていく。

#### ③ 市街化編入手続き

土田・上条地区は、既存市街化区域に接する一団のまとまりのある区域であることから、愛知県との事前協議を進め、計画的な市街化区域として編入を図っていく。また、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区の 2 地区についても開発動向を踏まえ、市街化編入の検討を進めていく。

#### ④ 農業振興地域農用地除外手続き

土田・上条地区は、30.2ha の農用地があることから、国や愛知県との事前協議を進め、農業振興地域農用地の除外を図っていく。

### (4) フォローアップ体制

市内企業、新規立地企業の双方の持続的な成長支援を図るために、関係機関との連携のもと、継続的な訪問・ヒアリングを実施し、企業フォローアップ体制の強化を行う。特に企業ニーズからは、人材確保に対する期待が大きいことから、人材育成環境の充実等について検討を進めていく。

■図表 7-1 展開施策のスケジュール

	計画 期間内		計画 期間外	備考
	短期	中期	長期	
(1) 企業立地体制の強化				
① 企業支援ワンストップサービスの強化	○	→		
② 定期的訪問の実施	○	→		
③ 金融機関・商工会・県との定期的会合の開催	○	→		
④ 企業立地情報のデータベース化	○	→		
(2) 企業立地促進に関する制度拡充				
① 税収効果・波及効果の試算	○			
② 庁内連絡調整会議にて支援策を検討	○	→		
(3) 企業立地手続きの迅速化				
① 都市計画法第 34 条第 12 号条例指定区域の区域申出	○	→		土地所有者の同意を踏まえ更に開発スケジュールの具体化を図る
② 都市計画法第 21 条の 2 に係る都市計画提案制度の活用準備・支援(地区計画決定など)	○	→		
③ 市街化編入手続き		○		
④ 農業振興地域農用地除外手続き		○		
(4) フォローアップ体制				
① 立地企業等への継続的な訪問・ヒアリング	○	→		
② 人材確保に資する人材育成環境の充実		○	→	

○印は、具体的実施時期を示す。  
→は、継続的実施時期を示す。